

通達甲（総. 文. 史）第8号

平成 21 年 7 月 30 日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

統計調査事務取扱要綱の制定について

このたび、別添のとおり、統計調査事務取扱要綱を制定し、平成 21 年 7 月 30 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

統計調査事務取扱要綱

第1 目的

この要綱は、統計調査に関する事務について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 統計調査 統計の作成を目的として、部外の個人又は法人その他の団体に対し、事実の報告を求めることにより行う調査をいう。
- 2 調査票情報 統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

第3 統計調査の実施等

- 1 所属長は、統計調査を行おうとする場合は、事前に別記様式第1号の「統計調査の実施等について」により、文書課長（史料編さん係経由）に通知するものとする。これを変更し、又は中止しようとする場合も同様とする。
- 2 所属長は、統計調査を行おうとする場合は、次に掲げる事項について文書課長と協議するものとする。協議事項について変更しようとする場合も同様とする。
 - (1) 調査期間、調査事項等について他の統計調査と重複する事項の有無
 - (2) 調査方法の適否
 - (3) その他統計技術上必要な事項
- 3 所属長は、統計調査を行った場合は、別記様式第2号の「統計調査の実施結果について」に、その結果の写しを添えて文書課長（史料編さん係経由）に通知するものとする。
- 4 所属長は、統計調査を行った場合は、次に掲げるいずれかの方法によりその結果を公表するものとする。
 - (1) 警視庁ホームページへの掲載
 - (2) 東京都公報への登載
 - (3) 警視庁又は警察署の掲示板への掲示
 - (4) 警視庁の発行する広報紙への掲載
 - (5) 警視庁情報公開センターでの閲覧
 - (6) 印刷物の配布
- 5 前4の規定にかかわらず、所属長は、その結果を公表することにより職務の遂行に支障が生ずるなどの特別の事情があると認める場合は、その結果の全部又は一部を公

表しないことができる。

第4 調査票情報の管理

- 1 所属長は、警視庁公文書管理規程（平成13年3月21日訓令甲第6号）により、その管理する調査票情報を適正に管理するものとする。
- 2 所属長は、その管理する調査票情報の紛失、消失等の事故が発生した場合は、速やかにその経緯、被害状況等を調査し、必要な措置を講ずるとともに、総務部長（文書課史料編さん係経由）に報告するものとする。
- 3 所属長は、次に掲げる場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
 - (1) 統計の作成又は統計的研究を行う場合
 - (2) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
- 4 所属長は、前3により調査票情報を自ら利用し、又は提供しようとする場合は、文書課長（史料編さん係経由）に通知するものとする。

別記様式第1号

通知（ ）第 号
年 月 日

文 書 課 長 殿 (文. 史)

長

統計調査の実施等について

種 別	実 施 ・ 変 更 ・ 中 止		
調 査 の 名 称			
調 査 の 目 的			
調 査 事 項			
調 査 の 対 象 及 び 範 囲			
調 査 の 方 法			
調 査 の 時 期	年 月 日から 年 月 日までの間		
外部委託の有無	有 ・ 無	委託内容	
集 計 方 法	手集計 ・ パソコン集計 ・ 業者委託 ・ その他		
結果の公表の有無	有 ・ 無	公表情報	
		公表時期	
	無の場合の理由		
調査票の保存期間	年 月 日まで保存		
備 考			
担 当 者	係 氏名	電 話	

- 注1 種別欄等は、該当するものを○で囲むこと。
2 中止の場合は、調査の名称のみ記載すること。
3 調査票の見本を添付すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2号

通知（ ）第 号
年 月 日

文 書 課 長 殿 (文. 史)

長

統計調査の実施結果について

実施した統計調査の名称			
調 査 の 目 的			
公 表 の 方 法			
配 布 先 等			
公 表 時 期			
備 考			
担 当 者	係 氏名	電 話	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。